

事務連絡
令和2年4月10日

都道府県
各保健所設置市衛生主管部（局）御中
特別区

厚生労働省医政局医事課
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた 診療等の時限的・特例的な取扱いについて

電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の一覧作成のための調査要領

1. 調査目的

新型コロナウイルス感染症が急激に拡大している状況の中で、国民・患者に対して、電話や情報通信機器を用いた診療を受けられる医療機関の情報を提供するため、「新型コロナウイルスの感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付け厚生労働省医政局医事課及び医薬・生活衛生局総務課事務連絡、以下単に「事務連絡」という。）に基づき電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関を把握し、その医療機関の一覧を作成・公表する。

2. 調査対象施設

全ての医療機関とする。

3. 調査実施方法

（1）医療機関から都道府県への提出

事務連絡に基づき電話や情報通信機器による診療を実施する医療機関は、別紙1-2「電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の調査票」に必要事項を記入し、都道府県に提出する。

（2）都道府県から厚生労働省への提出

都道府県は、事務連絡に基づき電話や情報通信機器等による診療を実施する医療機関から提出された調査票を別紙1-3「電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の一覧（都道府県集計用）」に取りまとめ、下記の期限までにメールにて提出すること。

※これらの調査については、関係団体宛てにも団体会員等への周知をお願いしているため、調査の実施に当たっては、都道府県から管下の関係団体に団

体会員分の調査結果のとりまとめを依頼するなど、適宜、管下の関係団体とも連携して行うこと。

4. 調査結果の提出

(1) 提出期限 令和2年4月24日(金)

※調査結果の提出に際しては、「電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の一覧(都道府県集計用)」を用いて取りまとめ、メールにて提出すること。

※医療機関の一覧については、提出があったものから、上記の提出期限にかかわらず順次公表することとしているため、一定数の医療機関から調査票の提出があった段階で、上記の提出期限を待たずに提出しても差し支えない。

(2) 提出先・照会先 厚生労働省医政局医事課

脇田、内田

E-mail: enkaku@mhlw.go.jp Tel:03-5253-1111(内線 2569、4124)

5. 調査結果の更新

公表する医療機関の一覧については、上記提出期限後も順次更新することとしているので、調査票を提出していない医療機関であって、新たに事務連絡に基づき電話や情報通信機器による診療を実施することとした医療機関は、上記の提出期限にかかわらず、調査票を都道府県に提出すること。

都道府県は、上記の提出期限後も、医療機関から提出のあった調査票を毎月にとりまとめ、原則、各月第2週の金曜日までに前月分を上記提出先に提出すること。ただし、厚生労働省に提出された医療機関は順次一覧に反映することとしているので、一定の数の医療機関から調査票の提出があった場合は、上記の提出期限を待たずに提出しても差し支えない。

東京都の対応(例)

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等を実施する医療機関の報告及び公表について(依頼)

今般、厚生労働省から、新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑みた時限的・特例的な対応として、電話や情報通信機器を用いた診療等の取扱いについて、令和2年4月10日付事務連絡が発出されました。

事務連絡によると、厚生労働省は、電話や情報通信機器を用いた診療(以下「オンライン診療等」という。)を実施する医療機関の一覧を作成し、ホームページ等で公表することとしており、各都道府県に対し、オンライン診療等を実施する医療機関の報告を求めています。

また、厚生労働省は医療機関に対し、オンライン診療等の実施状況について、所在地の都道府県に毎月報告することを求めるとともに、各都道府県に対し、取りまとめ及び毎月の報告を求めています。

つきましては、医療機関に置かれましては、所定の様式に基づき、以下のとおり御報告くださいますようお願い申し上げます。

提出書類

[電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の調査票](#)
[\(Excel : 14KB\)](#)

別添「電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の調査票」

※上記リンク先からダウンロードしてください。

提出先及び提出方法

東京都福祉保健局 医療政策部 医療政策課 医療改革推進担当

※以下のメールアドレス宛て電子メールにて提出願います。

メールアドレス：S0000298@section.metro.tokyo.jp

なお、メール送付に際しまして、メールの件名及びExcelファイル名を【オンライン診療調査回答（医療機関名）】としてください。

提出期限

令和2年4月22日（水曜日）

※既にオンライン診療等を実施している医療機関におかれましては、上記期限までに御提出いただければと存じますが、期限後も、調査については当面の間受け付けておりますので、期限後にオンライン診療等を開始するなど、提出期限に間に合わない場合は、後日提出をお願いいたします。

提出された情報の取扱い

御提出いただいた情報については、厚生労働省において公表することとされています。

また、都においてもホームページ等で公表する予定です。

その他

各医療機関におけるオンライン診療等の実施状況の報告については、別途通知いたします。

なお、報告内容は、対応した医師（診療科、医師名）、初診からの電話等による診療等の実施状況、患者情報（年齢、性別、住所地）及び診療の内容（診断名、指示の内容、処方した薬剤及び処方日数、診療料、再診の予約日）となっておりますので御留意ください。

関係資料

医療機関宛依頼文

※以下のリンク先からダウンロードしてください。

[医療機関宛通知「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等を実施する医療機関の報告及び公表について」\(PDF:131KB\)](#)

厚生労働省事務連絡

※以下の URL から御確認ください。

[厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」](#)

